名　称　伏木富山港伊喜礼参番定置網C浮標
位　置
所在地　富山県伏木富山港（新湊東防波堤灯台の東北東方約一・七キロメートル）
北　緯　三六―四七―二六
東　経　一三七―〇八―一一
廃止年月日　令和八年一月九日

名　称　阿須湾港南防波堤灯台
位　置
所在地　長崎県対馬市（阿須湾港南防波堤外端）
北　緯　三四―一三―〇〇
東　経　一二九―一七―五二
廃止年月日　令和八年一月十五日

名　称　日向沖波浪観測灯浮標
位　置
所在地　細島灯台（宮崎県日向市）の東南東方約二二キロメートル
北　緯　三二―二三―一二
東　経　一三一―五四―三六
廃止年月日　令和八年一月二十六日

○北陸地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四百七十号　輪島市三井町中川波六三番一から同市三井町中川波五四番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月二十九日

○北海道開発局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百三十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
江別市江別太一九二番五〇から同市江別太一九三番五まで	前	七五・六〇メートル～九八・七五メートル
	後	八六・四七メートル～九八・七五メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

名　称　仙酔島南方灯浮標
位　置
所在地　走港中北防波堤西灯台（広島県福山市）の西方約三・四キロメートル
北　緯　三四―二一―一八
東　経　一三三―二三―四六
撤去年月日　令和七年十二月十三日
記　事　一時変更

名　称　走島東方灯浮標
位　置
所在地　走島高山三角点（広島県福山市）の東方約三・二キロメートル
北　緯　三四―二〇―〇六
東　経　一三三―二八―四一
撤去年月日　令和七年十二月十三日
記　事　一時変更

名　称　床潭港西防波堤灯台
位　置
所在地　北海道厚岸郡厚岸町（床潭港西防波堤外端）
北　緯　四二―五九―四三
東　経　一四四―五二―〇四
撤去年月日　令和八年一月二十九日
記　事　一時変更

国会事項

衆議院

情報監視審査会報告書提出

六月二十五日会長から令和七年年次報告書を議長に提出した。

法律公布奏上及び通知

六月二十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律

議案送付

六月二十五日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

電気事業法の一部を改正する法律案

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案

議案通知

六月二十五日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案

議員表彰

六月二十五日小野寺五典は、永年在職議員として、院議をもってその功労を表彰された。

議事日程

六月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十四号
令和八年六月二十六日（金曜日）
午後一時開議
第一　日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書
第二　公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（逢沢一郎外十名提出）

参議院

議事日程

六月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十五号
令和八年六月二十六日（金曜日）
午前十時開議
第一　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

六月二十五日衆議院から次の議案が提出された。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第二二号）

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（衆第二三号）

議案受領

六月二十五日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）

また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

議案受領（予備審査）

六月二十五日衆議院から次の議案が送付された。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）（衆第二二号）